

## 新潟市カラス対策用ネットの譲与に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積場を管理する自治会等にカラス対策用ネット(以下「ネット」という。)を譲与することにより、地域の環境美化及び家庭系廃棄物収集業務の効率化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1)自治会等 新潟市自治会事務委託要綱(昭和47年12月1日実施)第2条で定めるもの及び自治会未組織、未加入団体等の任意団体又はその代表者・代理人をいう。

(2)ごみ集積場 新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年新潟市条例第26号)第17条第3項に定める家庭系廃棄物の集積場をいう。

### (譲与の対象者)

第3条 この要綱に定める譲与を受けられる者は自治会等とする。

### (譲与の申請等)

第4条 ネットの譲与を申請しようとする者は、カラス対策用ネット譲与申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、第1項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査のうえ譲与の可否を決定し、その結果をカラス対策用ネット譲与許諾決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

### (遵守事項等)

第5条 用具の譲与を受けた団体は、用具をごみ集積場の管理以外に用いてはならない。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

## カラス対策用ネット譲与申請書

新潟市長

団体名

代表者住所

氏名

印

電話

新潟市カラス対策用ネットの譲与に関する要綱第4条第1項の規定により下記の用具の譲与を受けたく申請します。

### 記

（必要数を記入してください。）

カラス対策用ネット（2m×3m）	枚
カラス対策用ネット（3m×4m）	枚

上記用具の譲与を受けるにあたり、当該用具をごみ集積場の管理以外に使用しないことを約します。

別記様式第2号（第4条第3項関係）

年 月 日

様

新 潟 市 長  
（ 担 当 ）

## カラス対策用ネット譲与許諾決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の用具の譲与につきまして新潟市カラス対策用ネットの譲与に関する要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知いたします。

記

- 1 カラス対策用ネットの譲与をいたします。
- 2 今回は譲与できません。

譲与を受けた場合、上記の用具はごみ集積場の管理にのみ使用してください。